

○農地法第3条許可申請について

農地を耕作するため、他人から農地の所有権を取得、または貸借する場合は、農地法第3条に規定する農業委員会の許可が必要となります。

この農地法第3条の許可には、

- (1) 全部効率利用要件
- (2) 農地所有適格法人要件
- (3) 農作業常時従事要件
- (4) 地域との調和要件 の要件が満たされているか書類・現地調査により確認を行います。

○申請手続について

必要な書類の準備や、売買、贈与等の内容は、譲渡人、譲受人の双方で十分に話し合い・確認のうえ手続を進めてください。

○提出書類について

- 1 農地法第3条の規定による許可申請書一式（様式例第1号の1、別添、別紙1、別紙2）
 - ①譲渡人、譲受人 双方が内容を確認して、署名又は記名押印をしてください。
 - ②審査時の内容確認のため必要ですので必ず連絡のつく連絡先（固定、携帯）を記入してください。
 - ③競売等により取得する場合には、単独で許可申請を行うことができます。
- 2 全部事項証明書 筆数分を提出。（法務局で取得）
- 3 譲渡人の住民票の写し（譲渡人が記載されたもの）
- 4 譲受人の住民票謄本（世帯全員の記載されたもの） ※本籍の記載があるもの
- 5 耕作証明書（居住地の農業委員会で取得）
譲受人が垂水市外に居住している場合、垂水市外に農地を所有している場合
- 6 営農計画書 譲受人が新規に就農する場合は必ず提出してください。
- 7 譲受人が法人の場合、次の書類の提出が必要です。
共通「定款又は寄付行為」等の写し ※要原本証明
農地所有適格法人の場合「組合員名簿、株主名簿又は社員名簿」の写し ※要原本証明
- 8 貸借の場合は、契約書の写し

上記以外にも、書類の提出を求める場合があります。

○提出書類の主な記入者

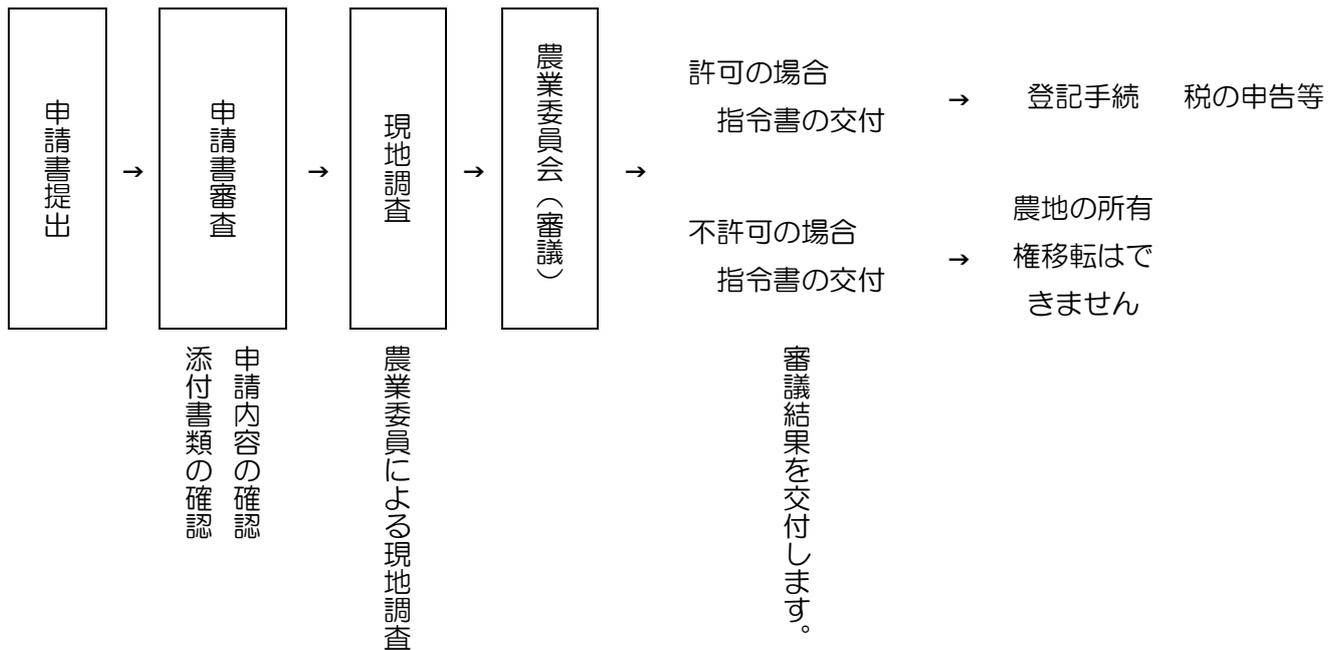
提出書類	譲渡人	譲受人
農地法第3条の規定による許可申請書（様式例第1号の1）	○	○
農地法第3条の規定による許可申請書（別添）		○
農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1）		○
農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙2）		○ 農地所有適格法人の場合
営農計画書		○ 新規就農者の場合必要

※譲渡人、譲受人の双方で確認して提出してください。

○申請から許可までの日程

- 申請の締め切り・・・・・・・・・・毎月10日前後
- 農業委員会での審議・・・・・・・・・・毎月25日前後
- 許可書の発行・・・・・・・・・・毎月25日以降

※日程は、土、日、祝日その他の理由により変更する場合があります。詳しくは農業委員会にお問い合わせください。



○登記手続について

登記の名義人の変更には、許可の指令書が必要となります。
 登記手続は、所管の法務局又は司法書士へ相談してください。

○税の申告等について

売買の場合・・・譲渡人 所得税
 贈与の場合・・・譲受人 贈与税 の申告がそれぞれ必要な場合があります。
 詳しくは、所管する税務署へご相談ください。